平成２８年（フ）第６３号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬1473番地25
債務者　市村　幸広
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第８２号
長野県松本市北深志１丁目13番５－８号　開智ハイツ302
債務者　髙原　康治
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１１７号
兵庫県姫路市西二階町67番地　寿山陽ビルＢ棟201、従前の住所兵庫県姫路市八代本町２丁目13番16―202号　城乾プラザ
債務者　葛飾ロビンソン事務所こと　三津野　明
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４２号
兵庫県加古川市野口町坂元561番地
債務者　副島　和之
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４３号
兵庫県加古川市野口町坂元561番地
債務者　副島しのぶ
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７６号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目28番17―101号
債務者　南畑　康子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８７号
奈良県桜井市大字三輪119―１　コージーコートＢ101　福田方、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字千代845番地の８
債務者　河野　幸男
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９１号
奈良県山辺郡山添村大字切幡625番地
債務者　川畑　真麻
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
奈良県橿原市小槻町191番地の13
債務者　新宮美佐代
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
奈良県橿原市小槻町191番地の13
債務者　新宮　健太
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
奈良県大和高田市神楽１丁目２番23号　神楽荘202号
債務者　仲川　栄一
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市田園町３丁目201番地　サンヴィレッジ201号、旧住所鳥取県鳥取市片原４丁目120番地・鳥取県鳥取市湖山町南３丁目710番地７・山形県酒田市こあら３丁目７－２　グリーンフィールド鳥海Ｅ106号室
債務者　俵　　敏宏
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
鳥取県日野郡日野町黒坂1263番地
債務者　宮原みどり
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５２号
鳥取県境港市外江町3266番地５　市営外江団地６号、前住所鳥取県境港市渡町1370番地３雇用促進境港第三１棟―208
債務者　黒見　賢二
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第９５号
広島県廿日市市大野原４丁目６番１号
債務者　高橋　輝彦
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５１号
広島市安佐北区口田南１丁目９番16―101号
債務者　上垰美重子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部